平成２７年（フ）第４２７号
千葉県船橋市前原西２丁目39番８―403号
破産者　浅野　　勝
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４６５号
千葉県市川市市川南３丁目13番５号
破産者　田山　義文
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２７７号
札幌市北区北29条西５丁目２番23号
破産者　株式会社カワムラ
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７号
さいたま市中央区鈴谷４丁目７番８―104号
破産者　井関　康志
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
埼玉県熊谷市宮町１丁目149番地
破産者　有限会社廣瀬組
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４２６号
千葉県船橋市習志野台４丁目６番24号　柳ハイツ202号
破産者　岡崎　　潔
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５５号
川崎市宮前区宮崎88番地２グランブルーム303
破産者　有限会社シンセラティ
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
名古屋市中村区岩塚町字上小路77番地２
破産者　株式会社Ｇ＆Ｇライフ
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６７号
神戸市灘区徳井町４丁目１番20号
破産者　株式会社ＶＩＮ　ＳＡＮＴＯ
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
（最後の住所）兵庫県姫路市久保町107番２ドルチェグラン姫路駅前503号室、住民票上の住所兵庫県姫路市刀出599番地１
破産者　亡三木保宣相続財産
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１５号
青森市大字石江字江渡105番地195
破産者　有限会社石井建設
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２８号
東京都武蔵村山市残堀５丁目80番地の３
破産者　堀口　志穂
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５３１号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地４棟406号
破産者　堀　　路彦
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２２９号
静岡県三島市西本町４番１号
破産者　有限会社マミヤ商事
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
静岡県浜松市中区中島１丁目22番３号
破産者　株式会社Ｋ―ＮＥＴサービス
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
静岡県磐田市向笠竹之内1298番地
破産者　金子建設株式会社
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
三重県志摩市浜島町南張1676番地
破産者　大西　大善
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
熊本市東区戸島西１丁目31番29号　コーポ旭203号
破産者　大野　**雅**二
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２５９号
千葉市中央区亀岡町７番21号
破産者　山﨑　美保
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４０号
千葉市中央区生実町2118番地22
破産者　永島日出彦
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６号
神奈川県秦野市曽屋1029番地の６
破産者　北島　重男
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第１８９号
長野県松本市村井町南１丁目36番２号、破産開始決定時の住所長野県松本市大字芳川村井町255番地５
破産者　株式会社丸金奥原工務店
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部